

令和3年12月議会

生活環境委員会 議案説明資料

I. 予算案

- 令和3年12月議会補正予算案 道路下水道局集計表 1 頁
- 議案第216号 令和3年度一般会計補正予算案（第6号） 3 頁
- 議案第228号 令和3年度下水道事業会計補正予算案（第1号） 15 頁

II. 条例案

- 議案第238号 福岡市営駐車場条例の一部を改正する等の条例案 23 頁

III. 一般議案

- 議案第267号 建物の処分について 31 頁
- 議案第246号 きらめき通り自転車駐車場に係る指定管理者の指定について 35 頁

令和3年12月

道路下水道局

令和3年12月議会補正予算案

1. 一般会計

区分	補正前の額 A					予算額	補財特 国県支出金
	予算額	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	市債	その他			
道路・街路	28,933,625	5,643,651	11,902,000	5,567,459	5,820,515	51,160	18,661
		計 23,113,110					
河川	2,124,835	633,530	793,000	49,525	648,780	103,778	90,900
		計 1,476,055					
下水道	20,259,093	470	—	1,967	20,256,656	△ 4,429	—
		計 2,437					
公債費	—	—	—	2,856,717	△ 2,856,717	—	—
		計 2,856,717					
合計	51,317,553	6,277,651	12,695,000	8,475,668	23,869,234	150,509	109,561
		計 27,448,319					

2. 駐車場特別会計

駐車場	1,868,498	—	—	1,868,498	—	—	—
		計 1,868,498					

3. 下水道事業会計

(1) 収益的収入及び支出

(単位:千円)

区分	補正前の額 A	補正額 B	計 A+B
収益的収入	56,198,871	△ 4,429	56,194,442
収益的支出	50,613,871	20,309	50,634,180
差引	5,585,000	△ 24,738	5,560,262

(2) 資本的収入及び支出

(単位:千円)

区分	補正前の額 A	補正額 B	計 A+B
資本的収入	35,363,310	—	35,363,310
資本的支出	62,230,294	△ 46,302	62,183,992
差引	△ 26,866,984	46,302	△ 26,820,682

道路下水道局集計表

△印:減
(単位:千円)

正額 B			計 A+B				
源内訳			予算額	財源内訳			
定財源		一般財源		特定財源			一般財源
市債	その他			国県支出金	市債	その他	
15,000	△ 2,589	20,088	28,984,785	5,662,312	11,917,000	5,564,870	5,840,603
計		31,072		計			23,144,182
15,000	△ 530	△ 1,592	2,228,613	724,430	808,000	48,995	647,188
計		105,370		計			1,581,425
—	—	△ 4,429	20,254,664	470	—	1,967	20,252,227
計		—		計			2,437
—	—	—	—	—	—	2,856,717	△ 2,856,717
計		—		計			2,856,717
30,000	△ 3,119	14,067	51,468,062	6,387,212	12,725,000	8,472,549	23,883,301
計		136,442		計			27,584,761
—	—	—	1,868,498	—	—	1,868,498	—
計		—		計			1,868,498

(1)歳入

予算案 説明書 ページ	款・項	目	補正前の額 A	補正額 B	計 A + B
			千円	千円	千円
4	(19) 国庫支出金 2. 国庫補助金	6. 土木費国庫補助金	2,113,707	18,661	2,132,368
5	(20) 県支出金 2. 県補助金	12. 災害復旧費県補助金	—	90,900	90,900
6	(25) 諸 収 入 金 2. 納 付 金	1. 納 付 金	21,031	△ 1,132	19,899
6 ・ 7	3. 保険料収入	1. 保 険 料 収 入	33,543	△ 1,987	31,556
8	(26) 市 債 債 1. 市 債	7. 土木債	8,785,000	15,000	8,800,000
		12. 災害復旧債	—	15,000	15,000
そ の 他 (本 補 正 以 外)			17,025,038	—	17,025,038
歳 入 合 計			27,978,319	136,442	28,114,761

補正予算案(第 6 号)

説	明
交通安全施設等整備事業費補助金の追加	・通学路の交通安全緊急対策
災害関連地域防災がけ崩れ対策事業補助金の追加	・今宿青木地区 外
健康保険料の減額	
1. 雇用保険料収入の減額	△ 75千円
2. 厚生年金保険料収入の減額	△ 1,912千円
道路橋りょう整備債の追加	・通学路の交通安全緊急対策
公共土木施設災害復旧債の追加	・今宿青木地区 外

(2)歳 出

予算案 説明書 ページ	款・項	目	補正前の額	補正額	計
			A	B	A+B
			千円	千円	千円
44 ・ 45	(8)土 木 費 1.土木管理費	1.土木総務費	610,350	6,228	616,578
		1. 道路橋りよう総務費	3,268,801	△ 16,365	3,252,436
44 ↳ 47	2.道路橋りよう費				
		3. 道路新設改良費	7,373,838	△ 6,051	7,367,787

説 明

一般職職員給与費等の追加

関連歳入 (25) 諸収入 雇用保険料収入	21千円
-----------------------------	------

※科目別内訳 (単位:千円)

区 分	補正前の額	補 正 額	計
給料	274,220	486	274,706
職員手当等	234,813	△ 5,251	229,562
共済費	91,575	10,993	102,568
その他(本補正以外)	9,742	—	9,742
合 計	610,350	6,228	616,578

一般職職員給与費等の減額

関連歳入 (25) 諸収入 健康保険料 雇用保険料収入 厚生年金保険料収入	△ 1,538千円 △ 592千円 △ 7千円 △ 939千円
---	--

※科目別内訳 (単位:千円)

区 分	補正前の額	補 正 額	計
給料	684,005	△ 10,278	673,727
職員手当等	492,890	△ 8,857	484,033
共済費	272,148	2,770	274,918
その他(本補正以外)	1,819,758	—	1,819,758
合 計	3,268,801	△ 16,365	3,252,436

事業費対象外給与費の減額

関連歳入 (25) 諸収入 健康保険料 雇用保険料収入 厚生年金保険料収入	△ 510千円 △ 148千円 △ 23千円 △ 339千円
---	---

※科目別内訳 (単位:千円)

区 分	補正前の額	補 正 額	計
給料	274,019	△ 7,465	266,554
職員手当等	193,781	△ 3,370	190,411
共済費	88,470	4,784	93,254
その他(本補正以外)	6,817,568	—	6,817,568
合 計	7,373,838	△ 6,051	7,367,787

予算案 説明書 ページ	款・項	目	補正前の額 A	補正額 B	計 A+B
			千円	千円	千円
46 ↳ 49	(2.道路橋りょう費)	4. 交通安全施設等 整備事業費	6,174,252	54,639	6,228,891
48 ・ 49	3.河川水路費	1.河川水路総務費	135,680	△ 6,207	129,473

説 明

1. 公共事業の追加 33,930千円

 通学路の交通安全緊急対策

関連歳入		
(19)国庫支出金	18,661千円	
交通安全施設等整備事業費補助金		
(26)市債	15,000千円	
道路橋りょう整備債		

2. 単独事業の追加 21,880千円

 通学路の交通安全緊急対策

3. 事業費対象外給与費の減額 △ 1,171千円

関連歳入		
(25)諸収入	△ 546千円	
健康保険料	△ 182千円	
雇用保険料収入	△ 47千円	
厚生年金保険料収入	△ 317千円	

※科目別内訳 (単位:千円)

区 分	補正前の額	補 正 額	計
給料	238,518	△ 8,561	229,957
職員手当等	161,701	6,700	168,401
共済費	79,632	690	80,322
工事請負費	4,052,353	55,810	4,108,163
その他(本補正以外)	1,642,048	—	1,642,048
合 計	6,174,252	54,639	6,228,891

一般職職員給与費等の減額

関連歳入		
(25)諸収入	△ 530千円	
健康保険料	△ 210千円	
雇用保険料収入	△ 3千円	
厚生年金保険料収入	△ 317千円	

※科目別内訳 (単位:千円)

区 分	補正前の額	補 正 額	計
給料	63,797	△ 3,703	60,094
職員手当等	46,324	△ 2,303	44,021
共済費	21,206	△ 201	21,005
その他(本補正以外)	4,353	—	4,353
合 計	135,680	△ 6,207	129,473

予算案 説明書 ページ	款・項	目	補正前の額 A	補正額 B	計 A+B
			千円	千円	千円
48 ・ 49	3.河川水路費	3.河川水路改良費	1,724,506	3,985	1,728,491
54 5 57	(9) 都市計画費 3.街路橋りょう費	1.街路新設改良費	8,748,860	12,709	8,761,569

説 明

事業費対象外給与費の追加

(単位:千円)

区 分	補正前の額	補 正 額	計
給料	94,650	1,159	95,809
職員手当等	75,865	1,788	77,653
共済費	33,002	1,038	34,040
その他(本補正以外)	1,520,989	-	1,520,989
合 計	1,724,506	3,985	1,728,491

事業費対象外給与費の追加

関連歳入 (25)諸収入 雇用保険料収入	△ 16千円
----------------------------	--------

(単位:千円)

区 分	補正前の額	補 正 額	計
給料	178,469	1,482	179,951
職員手当等	131,359	8,262	139,621
共済費	60,283	2,965	63,248
その他(本補正以外)	8,378,749	-	8,378,749
合 計	8,748,860	12,709	8,761,569

予算案 説明書 ページ	款・項	目	補正前の額 A	補正額 B	計 A+B
			千円	千円	千円
58 ・ 59	6.下水道費	1.下水道費	20,259,093	△ 4,429	20,254,664
70 5 73	(13) 災害復旧費 5.河川等災害 関連復旧費	1.河川等災害関連 復旧費	—	106,000	106,000
その他の科目(本補正以外)			3,022,173	—	3,022,173
歳 出 合 計			51,317,553	150,509	51,468,062

説 明

下水道事業に対する負担金の減額

(単位:千円)

区 分	補正前の額	補 正 額	計
負担金、補助及び交付金	20,259,093	△ 4,429	20,254,664
合 計	20,259,093	△ 4,429	20,254,664

1. 公共事業の追加 101,000千円

今宿青木地区 外

関連歳入 (20) 県支出金 災害関連地域防災がけ崩れ対策事業補助金 (26) 市債 公共土木施設災害復旧債	90,900千円 10,000千円
--	--------------------------

2. 単独事業の追加 5,000千円

今宿青木地区 外

関連歳入 (26) 市債 公共土木施設災害復旧債	5,000千円
--------------------------------	---------

(単位:千円)

区 分	補正前の額	補 正 額	計
委託料	—	20,000	20,000
工事請負費	—	86,000	86,000
合 計	—	106,000	106,000

(3) 繰越明許費

款・項	目	事業名	関係予算額	繰越額
(8)土木費 2. 道路橋りょう費	1. 道路橋りょう総務費	道路橋りょう 総務事業	千円 3,252,436	千円 15,374
	3. 道路新設改良費	道路新設改良事業	7,367,787	3,549,393
	4. 交通安全施設等 整備事業費	交通安全施設等 整備事業	6,228,891	3,516,587
3. 河川水路費	3. 河川水路改良費	河川水路改良事業	1,728,491	1,249,919
(9)都市計画費 3. 街路橋りょう費	1. 街路新設改良費	街路新設改良事業	8,761,569	3,773,417
(13)災害復旧費 5. 河川等災害関連復旧費	1. 河川等災害関連 復旧費	河川等災害関連 復旧事業	106,000	106,000
計			27,445,174	12,210,690

(4) 地方債

起債の目的	限度額		
	補正前 A	補正後 B	差引補正予定額 A+B
道路橋りょう整備費	千円 7,992,000	千円 8,007,000	千円 15,000
公共土木施設災害復旧費	—	15,000	15,000

繰越事由
地元協議等に日時を要し、年度内に完了しないため。

(1) 予算の補正

ア. 収益的収入及び支出

区分	款・項	目	補正前の額 A	補正額 B	計 A+B
収入	(1) 下水道事業収益 1. 営業収益	2. 雨水処理負担金	千円 14,817,555	千円 △ 4,429	千円 14,813,126
	その他の科目(本補正以外)		41,381,316	-	41,381,316
	計		56,198,871	△ 4,429	56,194,442
支出	(1) 下水道事業費用 1. 営業費用	9. 給与費	1,507,807	20,309	1,528,116
	その他の科目(本補正以外)		49,106,064	-	49,106,064
	計		50,613,871	20,309	50,634,180
差引 過不足(△)額			5,585,000	△ 24,738	5,560,262

イ. 資本的収入及び支出

区分	款・項	目	補正前の額 A	補正額 B	計 A+B
収入	(1) 資本的収入計		35,363,310	-	35,363,310
支出	(1) 資本的支出 1. 建設改良費	6. 給与費	1,015,952	△ 46,302	969,650
	その他の科目(本補正以外)		61,214,342	-	61,214,342
	計		62,230,294	△ 46,302	62,183,992
差引 過不足(△)額			△ 26,866,984	46,302	△ 26,820,682

補正予算案（第1号）

説	明
	雨水処理に係る一般会計負担金の減額
	給与費の追加

説	明
	給与費の減額

《 参 考 》

補正予算箇所

【一 般 会 計】

(議案説明資料 7p～8p関連)

土木費

2. 道路橋りょう費

4. 交通安全施設等整備事業費

(1) 事業別補正額

(単位:千円)

区 分	補正前の額	補 正 額	計
公 共 事 業	1,934,204	33,930	1,968,134
単 独 事 業	3,791,197	21,880	3,813,077
事業費対象外給与費	448,851	△ 1,171	447,680
計	6,174,252	54,639	6,228,891

(2) 路線別補正額

○ 公 共 事 業

(単位:千円)

対象路線名	補正前の額	補 正 額	計	補正理由
通学路の交通安全緊急対策	—	33,930	33,930	通学路合同点検を踏まえた緊急対策を講じるため
本補正以外	1,934,204	—	1,934,204	
計	1,934,204	33,930	1,968,134	

○ 単 独 事 業

(単位:千円)

対象路線名	補正前の額	補 正 額	計	補正理由
通学路の交通安全緊急対策	—	21,880	21,880	通学路合同点検を踏まえた緊急対策を講じるため
本補正以外	3,791,197	—	3,791,197	
計	3,791,197	21,880	3,813,077	

(議案説明資料 11p～12p関連)

災害復旧費

5. 河川等災害関連復旧費

1. 河川等災害関連復旧費

(1) 事業別補正額

(単位:千円)

区 分	補正前の額	補 正 額	計
公 共 事 業	—	101,000	101,000
単 独 事 業	—	5,000	5,000
計	—	106,000	106,000

(2) 路線別補正額

○ 公 共 事 業

(単位:千円)

対象路線名	補正前の額	補 正 額	計	補正理由
今宿青木地区	—	63,000	63,000	令和3年8月豪雨対策工事
老司地区	—	38,000	38,000	令和3年8月豪雨対策工事
計	—	101,000	101,000	

○ 単 独 事 業

(単位:千円)

対象路線名	補正前の額	補 正 額	計	補正理由
今宿青木地区	—	4,000	4,000	令和3年8月豪雨対策工事
老司地区	—	1,000	1,000	令和3年8月豪雨対策工事
計	—	5,000	5,000	

繰越箇所
【一般会計】

(議案説明資料 13p～14p関連)

(1) 道路橋りょう総務費

(単位:千円)

公 共 事 業		単 独 事 業 等		合 計
繰越額	主な路線名等	繰越額	主な路線名等	
—	—	15,374	井尻駅前自転車駐車場 大橋駅高架下自転車駐車場	15,374
	— 力所		2力所	工事費 13,155 用地費 — 補償費 — 委託料 2,219 負担金等 —

(2) 道路新設改良費

(単位:千円)

公 共 事 業		単 独 事 業 等		合 計
繰越額	主な路線名等	繰越額	主な路線名等	
940,261	橋梁アセット 香椎4800号線 香椎箱崎浜線 千代今宿線 博多駅前線	2,609,132	草場線 唐人町草ヶ江線 橋梁アセット 幹線道路アセット 福岡志摩前原線	3,549,393
	17路線		84路線	工事費 2,574,082 用地費 228,623 補償費 223,624 委託料 458,638 負担金等 64,426

(3) 交通安全施設等整備事業費

(単位:千円)

公 共 事 業		単 独 事 業 等		合 計
繰越額	主な路線名等	繰越額	主な路線名等	
1,346,249	福岡志摩線 博多駅草ヶ江線 桧原比恵線 水城下臼井線 香椎花園線	2,170,338	松崎吉塚線 博多姪浜線 猪野土井線 烏飼藤崎線 平尾365号線	3,516,587
	25路線		76路線	工事費 2,724,496 用地費 178,698 補償費 305,866 委託料 307,527 負担金等 —

(議案説明資料 13p～14p関連)

(4)河川水路改良費

(単位:千円)

公 共 事 業		単 独 事 業 等		合 計
繰越額	主な路線名等	繰越額	主な路線名等	
921,361	水崎川 周船寺川 金屑川 道手池 10河川 2池	328,558	大谷川 七隈川 上牟田川 7河川 1池	1,249,919 〔工事費 996,041〕 用地費 12,001 補償費 48,768 委託料 174,603 負担金等 18,506〕

(5)街路新設改良費

(単位:千円)

公 共 事 業		単 独 事 業 等		合 計
繰越額	主な路線名等	繰越額	主な路線名等	
3,410,562	粕屋久山線 国道3号線 吉塚松崎線 野間屋形原線 西鉄天神大牟田線連続立体 交差事業(雑餉隈駅付近) 10路線	362,855	国道3号線 博多箱崎線 吉塚松崎線 老司片江線 西鉄天神大牟田線連続立体 交差事業(雑餉隈駅付近) 10路線	3,773,417 〔工事費 478,361〕 用地費 774,743 補償費 1,961,085 委託料 270,279 負担金等 288,949〕

(6)河川等災害関連復旧費

(単位:千円)

公 共 事 業		単 独 事 業 等		合 計
繰越額	主な路線名等	繰越額	主な路線名等	
101,000	今宿青木地区 老司地区 2地区	5,000	今宿青木地区 老司地区 2地区	106,000 〔工事費 86,000〕 用地費 — 補償費 — 委託料 20,000 負担金等 —〕

合 計

(単位:千円)

公 共 事 業	単 独 事 業 等	合 計
6,719,433	5,491,257	12,210,690 〔工事費 6,872,135〕 用地費 1,194,065 補償費 2,539,343 委託料 1,233,266 負担金等 371,881〕

《参 考》

通学路の交通安全緊急対策（交通安全施設等整備事業費）の補正について

1 概要

令和3年6月28日に、千葉県八街市で下校中の小学生の列に大型トラックが衝突し、児童が死傷した交通事故を受けて、7月9日に国（文部科学省・国土交通省・警察庁）から「通学路における合同点検等実施要領」（以下「実施要領」という。）が示された。

本市においては、実施要領に基づいて教育委員会が主体となり、学校や道路管理者、交通管理者等が連携して、9月に通学路の合同点検を実施し、通学路の交通安全緊急対策に取り組むこととしている。

2 実施要領において追加となった点検箇所の観点

実施要領においては、平成27年より実施している福岡市通学路交通安全対策プログラムの点検箇所の観点に加え、新たな観点が追加されている。

【従来の観点】

- ・道路が狭い、見通しが悪い、人通りが少ない場所
- ・やぶや路地、倉庫、空き地など人が身を隠しやすい場所が近い 等

【追加された観点】

- ・見通しのよい道路や幹線道路の抜け道になっている道路など車の速度が上がりやすい箇所や大型車の進入が多い箇所
- ・過去に事故に至らなくても、ヒヤリハットの事例があった箇所 等

3 対策箇所数及び対策内容

- ・合同点検の結果、通学路の対策が必要な箇所は269箇所。（令和3年11月末時点）このうち、**道路管理者による対策箇所は154箇所**である。
- ・対策内容は、歩道設置、路側のカラー化、車止めの設置、防護柵の設置、路面標示の設置・更新 等。

4 対策スケジュール

- ・令和3年度中に対策が完了する見込みの148箇所のうち、令和3年度当初予算で対応する29箇所を除く、119箇所に要する費用55,810千円を12月補正予算案として計上している。
- ・残る6箇所については、令和4年度に対策実施の予定。

着手年度	完了予定年度	箇所数			予算額 (千円)
		公共	単独	合計	
令和3年度（当初）	令和3年度	-	29	29	56,190
令和3年度（12月補正）	令和3年度	94	25	119	55,810
令和4年度	令和4年度	6	-	6	精査中
計		100	54	154	

議案第238号

福岡市営駐車場条例の一部を改正する等の条例案

上記の議案を提出する。

令和3年12月16日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、築港駐車場、大橋駐車場、川端地下駐車場及び天神中央公園駐車場について民営化を行うため、これらを廃止するとともに、特別会計において経理する必要がなくなったため福岡市駐車場特別会計を廃止する必要があるによる。

福岡市営駐車場条例の一部を改正する等の条例

(福岡市営駐車場条例の一部改正)

第1条 福岡市営駐車場条例(昭和44年福岡市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(名称及び位置)

第2条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 市営千早駅前駐車場
- (2) 位置 福岡市東区千早四丁目

第2条の2中「次に掲げるとおり」を「自動車(法第2条第4号に規定する自動車をいう。以下同じ。)」に改め、同条各号を削り、同条の次に次の1条を加える。

(利用時間)

第2条の3 駐車場の利用は、1年を通じて終日行うことができるものとする。

第3条第1項中「別表第2に掲げる額の」を「1台1回1時間までごとに、100円を超えない」に改め、同条第3項から第8項までを削る。

第4条中「及び自動二輪車(以下「自動車等」という。)」を削り、同条第2号中「附近」を「付近」に、「自動車等」を「自動車」に改め、同条第3号中「自動車等」を「自動車」に改める。

第5条第1項中「自動車等」を「自動車」に改め、同項ただし書を削る。

第6条及び第7条第1号中「自動車等」を「自動車」に改める。

第8条中「の各号」を削り、同条第1号中「自動車等」を「自動車」に改める。

別表第1から別表第2までを削る。

(福岡市駐車場特別会計条例の廃止)

第2条 福岡市駐車場特別会計条例（平成5年福岡市条例第14号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定による廃止前の福岡市駐車場特別会計条例は、令和3年度の収入及び支出については、なおその効力を有する。

議案第 238 号の説明

1 議案

議案第 238 号 福岡市営駐車場条例の一部を改正する等の条例案

2 改正等の理由

福岡市営駐車場条例により設置している市営駐車場のうち、福岡市駐車場特別会計の対象である築港駐車場、大橋駐車場、川端地下駐車場及び天神中央公園駐車場（以下「市営4駐車場」という。）については、福岡市包括外部監査の意見等を踏まえ、あり方を検討してきたものであるが、令和4年度から民営化を行うため、これらの公の施設及び福岡市駐車場特別会計を廃止する必要があるもの。

3 改正等の内容

- (1) 福岡市営駐車場条例の市営4駐車場の設置及び管理に係る規定の削除等
- (2) 福岡市駐車場特別会計条例の廃止

4 施行期日

令和4年4月1日

5 福岡市営駐車場条例新旧対照表

(下線部分が改正部分)

現 行	改 正 案
<p>(目的) 第1条 略</p> <p><u>(設置)</u> 第2条 駐車場を別表第1及び別表第1の2のとおり設置する。</p> <p>(利用の対象) 第2条の2 駐車場の利用の対象となる車両は、次に掲げるとおりとする。 <u>(1) 自動車（法第2条第4号に規定する自動車をいう。以下同じ。）</u> <u>(2) 自動二輪車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する大型自動二輪車（側車付きのものを除く。）及び普通自動二輪車（側車付きのものを除く。）をいう。以下同じ。）</u></p>	<p>(目的) 第1条 略</p> <p><u>(名称及び位置)</u> 第2条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。 <u>(1) 名称 市営千早駅前駐車場</u> <u>(2) 位置 福岡市東区千早四丁目</u></p> <p>(利用の対象) 第2条の2 駐車場の利用の対象となる車両は、<u>自動車（法第2条第4号に規定する自動車をいう。以下同じ。）</u>とする。</p>

現 行	改 正 案
<p>(駐車料金)</p> <p>第3条 駐車場の駐車料金(以下「料金」という。)の額は、<u>別表第2に掲げる額の範囲内</u>において規則で定める。</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>市長は、必要があると認めるときは、第1項の規定による料金の1割以内で割引をした額をもつて、プリペイドカードを発行することができる。</u></p> <p>4 <u>市長は、必要があると認めるときは、第1項の規定による料金の1割以内で割引をした額をもつて、回数駐車券を発行することができる。</u></p> <p>5 <u>市長は、必要があると認めるときは、1月30,000円以内で規則で定める額をもつて、定期駐車券を発行することができる。</u></p> <p>6 <u>プリペイドカードは、市長が駐車場の使用者の利便性の向上その他の事項を考慮して適当と認める路外駐車場管理者(法第12条に規定する路外駐車場管理者をいう。)と共同して発行することができる。</u></p> <p>7 <u>プリペイドカード、回数駐車券及び定期駐車券の発行について必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>8 <u>別表第1の2に掲げる駐車場については、第3項から前項までの規定は、適用しない。</u></p> <p>(料金の不徴収)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する自動車及び自動二輪車(以下「自動車等」という。)を駐車させる場合においては、料金を徴収しない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該駐車場の<u>付近</u>において国又は地方公共団体の職員が防疫活動その他の緊急を要する公務を行うため使用する自動車等</p> <p>(3) 前各号のほか、市長が定める自動車等</p> <p>(料金の徴収)</p> <p>第5条 料金は、<u>自動車等を駐車した者が自動車等を出庫するときに徴収する。ただし、プリペイドカードによる料金については規則で定める時期に、回数駐車券及び定期駐車券による料金については交付のとき徴収する。</u></p> <p>2 略</p>	<p><u>(利用時間)</u></p> <p><u>第2条の3 駐車場の利用は、1年を通じて終日行うことができるものとする。</u></p> <p>(駐車料金)</p> <p>第3条 駐車場の駐車料金(以下「料金」という。)の額は、<u>1台1回1時間までごとに、100円を超えない範囲内</u>において規則で定める。</p> <p>2 略</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(料金の不徴収)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する自動車を駐車させる場合においては、料金を徴収しない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該駐車場の<u>付近</u>において国又は地方公共団体の職員が防疫活動その他の緊急を要する公務を行うため使用する自動車</p> <p>(3) 前各号のほか、市長が定める自動車</p> <p>(料金の徴収)</p> <p>第5条 料金は、<u>自動車を駐車した者が自動車を出庫するときに徴収する。</u></p> <p>2 略</p>

現 行	改 正 案														
<p>(料金の不還付) 第6条 既納の料金は、還付しない。ただし、使用者の責によらない事由により<u>自動車等</u>を駐車させることができなくなつた場合においては、その全部又は一部を還付することがある。</p> <p>(駐車の拒否) 第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車を拒否することができる。 (1) 駐車場の構造上<u>自動車等</u>を駐車させることができないとき。 (2) 略 (3) 略</p> <p>(禁止行為) 第8条 駐車場では、次の各号に掲げる行為をしてはならない。 (1) 他の<u>自動車等</u>の駐車を妨げること。 (2) 略 (3) 略</p> <p>以下略</p> <p>別表第1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市営築港駐車場</td> <td>福岡市博多区築港本町</td> </tr> <tr> <td>市営大橋駐車場</td> <td>福岡市南区大橋二丁目</td> </tr> <tr> <td>市営川端地下駐車場</td> <td>福岡市博多区下川端町</td> </tr> <tr> <td>市営天神中央公園駐車場</td> <td>福岡市中央区天神一丁目</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第1の2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市営千早駅前駐車場</td> <td>福岡市東区千早四丁目</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	市営築港駐車場	福岡市博多区築港本町	市営大橋駐車場	福岡市南区大橋二丁目	市営川端地下駐車場	福岡市博多区下川端町	市営天神中央公園駐車場	福岡市中央区天神一丁目	名称	位置	市営千早駅前駐車場	福岡市東区千早四丁目	<p>(料金の不還付) 第6条 既納の料金は、還付しない。ただし、使用者の責によらない事由により<u>自動車</u>を駐車させることができなくなつた場合においては、その全部又は一部を還付することがある。</p> <p>(駐車の拒否) 第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車を拒否することができる。 (1) 駐車場の構造上<u>自動車</u>を駐車させることができないとき。 (2) 略 (3) 略</p> <p>(禁止行為) 第8条 駐車場では、次に掲げる行為をしてはならない。 (1) 他の<u>自動車</u>の駐車を妨げること。 (2) 略 (3) 略</p> <p>以下略</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>
名称	位置														
市営築港駐車場	福岡市博多区築港本町														
市営大橋駐車場	福岡市南区大橋二丁目														
市営川端地下駐車場	福岡市博多区下川端町														
市営天神中央公園駐車場	福岡市中央区天神一丁目														
名称	位置														
市営千早駅前駐車場	福岡市東区千早四丁目														

現 行				改 正 案
別表第2				(削る)
名称	区分	利用時間	料金の額	
市営築港 駐車場	自動車	午前7時から午後10時まで	30分までごとに 100円	
		午後10時から午前7時まで	1時間までごとに 100円	
市営大橋 駐車場	自動車	午前7時から午後10時まで	最初の1時間まで 150円 以後30分までごとに 100円	
		午後10時から午前7時まで	1時間までごとに 100円	
市営川端 地下駐車場	自動車	午前零時から午後12時まで	30分までごとに 200円	
	自動二輪車	午前零時から午後12時まで	30分までごとに 50円	
市営天神 中央公園 駐車場	自動車	午前7時から午後11時まで	30分までごとに 200円	
		午後11時から午前7時まで	一律 1,100円	
市営千早 駅前駐車場	自動二輪車	午前零時から午後12時まで	30分までごとに 50円	
		自動車	午前零時から午後12時まで	

(参考資料) 市営駐車場等の民営化について

1 これまでの取組状況

(1) 背景

特別会計については、平成 26 年 8 月 29 日付総務省通知等により、事業の抜本的な改革の検討を行い、事業を継続する場合は中長期的な経営計画である「経営戦略」を令和 2 年度までに策定することが求められていた。

また、平成 25 年度及び 27 年度福岡市包括外部監査において、市営駐車場は「収益性や民営駐車場の供給もある中、公の施設として保持することの必要性について不断に検討されたい」、及び藤崎バス乗継ターミナルは「単に施設の定型的な管理業務を指定管理で行うことは望ましくなく、単年度の業務委託契約を行い、毎年度競争入札で受託者を公募する方が実態に合う」等の意見が出されていた。

(2) 経緯

① 市営駐車場等あり方検討委員会の設置と方向性

平成 31 年 3 月に「福岡市営駐車場等あり方検討委員会」を設置し、市営 4 駐車場と藤崎バス乗継ターミナルのあり方について検討し、方向性のとりまとめを行った。

- ・ 第 1 回委員会（平成 31 年 3 月） 市営駐車場等の状況把握及び課題の共有
- ・ 第 2 回委員会（令和元年 10 月） 市営駐車場等のあり方の検討
- ・ 第 3 回委員会（令和 2 年 1 月） 市営駐車場等のあり方の方向性のとりまとめ

【市営駐車場等あり方検討委員会の意見に基づく方向性】

- ・ 市営 4 駐車場については、行財政の効率化等を図るため、築港駐車場、大橋駐車場、天神中央公園駐車場については民間貸付、川端地下駐車場については売却を検討する。
- ・ 藤崎バス乗継ターミナルについては、利用者の利便性向上とともに収支改善を図るため、民間貸付等を検討する。

② サウンディング型市場調査の実施

民間事業者の意見を公募や契約条件の検討の参考とするため、令和 2 年 7 月から 9 月にかけて福岡市営駐車場の貸付・売却に関するサウンディング型市場調査を実施した。

③ 候補者選定評価委員会の設置

市営駐車場等あり方検討委員会の意見及びサウンディング型市場調査の結果を踏まえ、市営 4 駐車場は貸付及び売却を行うこととし、令和 3 年 1 月に公募要項の検討及び提案の評価を行うため「福岡市営駐車場の貸付及び売却に係る候補者選定評価委員会」を設置した。

【候補者選定評価委員会委員】

役職	氏名	所属等	摘要
委員長	辰巳 浩	福岡大学工学部社会デザイン工学科教授	学識経験者(交通工学)
副委員長	八尋 和郎	株式会社 THINK ZERO 代表取締役	学識経験者(経済)
委員	柴富 伸子	コンシューマー福岡会長	利用者代表
委員	横尾 亘	西南学院大学法学部・法科大学院准教授	学識経験者(法律)
委員	吉浦 美和	電車にのるぞ障害者の会 代表	利用者代表

2 今年度の取組状況

(1) 市営駐車場

① 公募の実施及び候補者の決定

令和3年7月から8月にかけて事業者を公募し、同年9月に候補者選定評価委員会の評価を踏まえ、借受及び買受候補者を決定した。

【借受及び買受候補者】

区分	駐車場	応募者数	候補者
貸付	築港駐車場	7事業者	JR九州レンタカー&パーキング株式会社
	大橋駐車場	7事業者	大和ハウスパーキング株式会社
	天神中央公園駐車場	3事業者	セイワパーク株式会社
売却	川端地下駐車場	2事業者	博多リバレイン管理株式会社

② 仮契約の締結

候補者の決定後、借受及び買受候補者から事業計画案の提出を受け、令和3年11月に契約保証金の納入、定期賃貸借契約及び不動産売買の仮契約を締結した。

③ 今後の予定

本条例案の成立による本契約への移行及び事業者による準備後、令和4年4月からの民営化を予定している。

(2) 藤崎バス乗継ターミナル

新型コロナウイルス感染症の影響による公共交通の利用者減少など、将来を見通すことが困難な中、利用者の利便性向上や収支改善を図れるか不透明であることから、今後の社会経済状況を見ながら、引き続き民間貸付の実施時期を検討することとしている。

そのため、指定管理期間満了後の令和4年度からの管理については、監査意見を踏まえ、業務委託により管理する。

参考〈市議会への報告〉

平成31年2月 (第5委員会)	市営駐車場等あり方検討委員会の設置について
令和2年2月 (生活環境委員会)	市営駐車場等のあり方の方向性について
令和2年12月 (生活環境委員会)	<ul style="list-style-type: none"> 市営駐車場のサウンディング型市場調査結果及び公募の実施方法案について 新型コロナウイルス感染症の影響による藤崎バス乗継ターミナルの民間貸付の検討時期について
令和3年3月 (生活環境委員会)	市営駐車場の候補者選定評価委員会の設置及び公募の実施について

議案第267号

建物の処分について

上記の議案を提出する。

令和3年12月16日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

本件は、川端地下駐車場について民営化を行うため、その建物を処分するものであるが、その予定価格が6,000万円以上であるので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものである。

建物の処分について

建物を次のように処分する。

- 1 所在地 福岡市博多区下川端町228番
- 2 処分する建物 鉄骨鉄筋コンクリート造地下4階地上13階建（延面積151,697.94平方メートル）のうち
 - (1) 地下3階の専有部分12,228.36平方メートルの区分所有権
 - (2) 廊下、階段、昇降機等の共用部分の共有持分車路（延面積3,518.04平方メートル）の共有持分
- 3 処分価額 1,979,800,000円
- 4 処分の相手方 福岡市博多区下川端町3番1号
博多リバレイン管理株式会社

議案第 267 号の説明

1 議案

議案第 267 号 建物の処分について

2 議案提出の理由

本件は、川端地下駐車場について民営化を行うため、その建物を処分するものであるが、その予定価格が 6,000 万円以上であるので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるもの。

3 議案の内容

- (1) 所在地 福岡市博多区下川端町228番
- (2) 処分する建物 鉄骨鉄筋コンクリート造地下 4 階地上13階建（延面積 151,697.94平方メートル）のうち
- ① 地下 3 階の専有部分12,228.36平方メートルの区分所有権
 - ② 廊下、階段、昇降機等の共用部分の共有持分車路（延床面積3,518.04平方メートル）の共有持分
- (3) 処分価額 1,979,800,000 円
- (4) 処分の相手方 福岡市博多区下川端町 3 番 1 号
博多リバレイン管理株式会社

4 処分する建物の所在地



(参考資料) 買受者公募の評価結果及び今後の予定について

1 買受者公募の評価結果

令和3年7月に公表した「川端地下駐車場の買受者公募要項」に基づき、「福岡市営駐車場の貸付及び売却に係る候補者選定評価委員会」の評価を踏まえ、候補者を決定したものの。

(1) 評価結果

内容評価点				買受候補者	
評価項目		配点	事業者A	事業者B	
経営状況	事業者の経営状況	20	15.00	20.00	
管理実績	類似施設の管理運営実績	10	10.00	2.50	
管理運営	管理運営体制及び管理方法等	30	16.50	25.50	
	警備、防犯、防火の対策・体制				
	防災、災害の対策・体制				
	事故防止、事故の対策・対応・体制				
	トラブル・苦情対応・体制等				
	定期巡回・体制 その他駐車場の安全性に関すること				
維持補修	施設清掃の方法・体制	10	6.50	6.50	
	施設・設備の維持保守の実施・体制 (定期点検等)				
	施設・設備の維持管理業務の実施方法・体制				
料金体系	利用区分と料金体系 (料金設定の考え方を含む)	20	9.00	13.00	
利用者割引	利用者割引の実施方法	20	12.00	13.00	
利便性向上	定期駐車券・回数券・現金によらない決済方法等	20	12.00	15.00	
	料金体系以外の方法による利用促進				
円滑な移行	運営の移行方法・スケジュール	20	11.00	16.00	
	現利用者への配慮				
地域振興	地域経済や地域社会への貢献	20	15.00	16.00	
事業計画	事業計画	20	10.00	16.00	
自由提案	提案内容の妥当性	10	7.00	7.00	
内容評価点の合計		200	124.00	150.50	
価格評価点					
提案額 (千円・税抜)		—	1,644,000	1,900,000	
価格評価点 (配点×[提案額/最高提案額])		300	259.58	300.00	
総合評価点					
総合評価点 (内容評価点+価格評価点)		—	383.58	450.50	

(2) 評価概要

買受候補者の提案内容については、候補者選定評価委員会において、以下の点が主に評価された。

- ・管理運営について、附置義務駐車場と一体的な管理による管理員の配置体制や防犯対策などが評価できる。
- ・料金体系について、周辺相場の状況の把握による設定や計画などが具体的であり評価できる。
- ・利便性向上について、場内誘導システムの設置、車いす利用者用車室の設置場所の明瞭化などの提案が評価できる。
- ・自由提案について、天神商業施設との駐車場割引サービスの連携、車番認証システムの導入、EV充電器設置などの様々な提案があり評価できる。

(3) 買受候補者及び次点者

買受候補者 博多リバレイン管理株式会社

次点者 川端地下駐車場企業連合体

(福岡地所株式会社、タイムズ24株式会社)

2 今後の予定

令和4年3月末に売買代金の納入を受け、同年4月1日に引渡しを行う予定。

議案第246号

きらめき通り自転車駐車場に係る指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和3年12月16日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

本件は、本市が設置するきらめき通り自転車駐車場の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。

きらめき通り自転車駐車場に係る指定管理者の指定について

公の施設の管理を行わせる指定管理者を次のように指定する。

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設
きらめき通り自転車駐車場
- 2 指定管理者に指定する者
福岡市博多区住吉一丁目2番25号
株式会社 サン・ライフ
- 3 指定する期間
令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

議案第 246 号の説明

1 議案

議案第 246 号 きらめき通り自転車駐車場に係る指定管理者の指定について

2 議案提出の理由

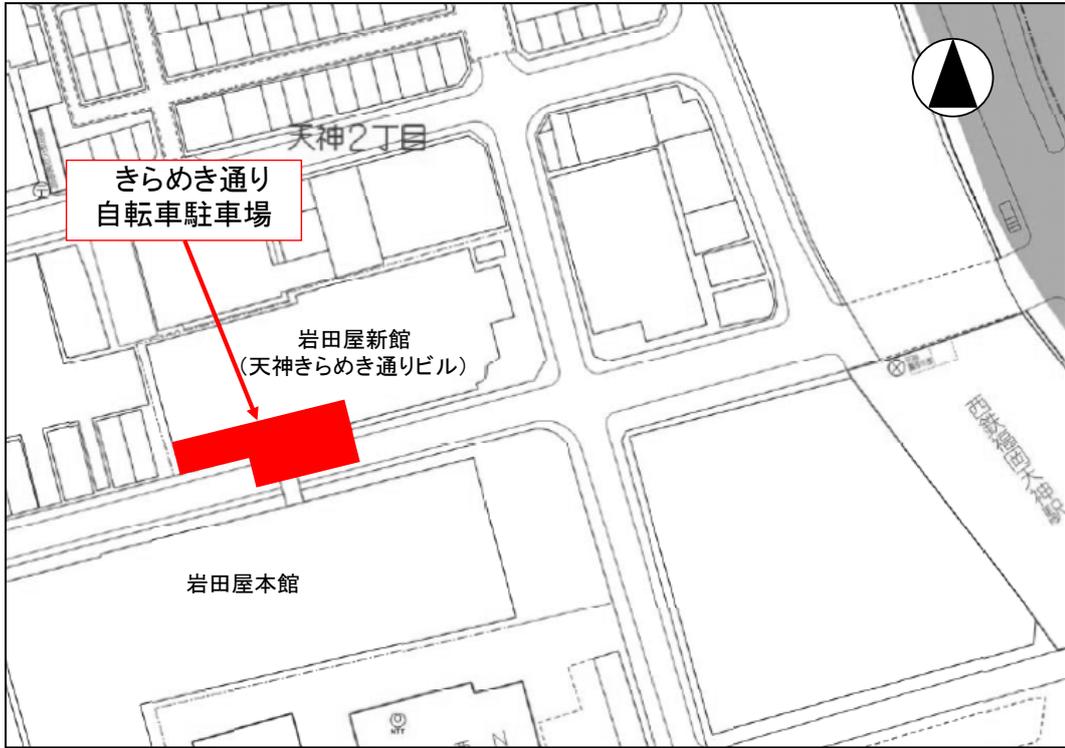
本件は、本市が設置するきらめき通り自転車駐車場の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものである。

3 施設の概要

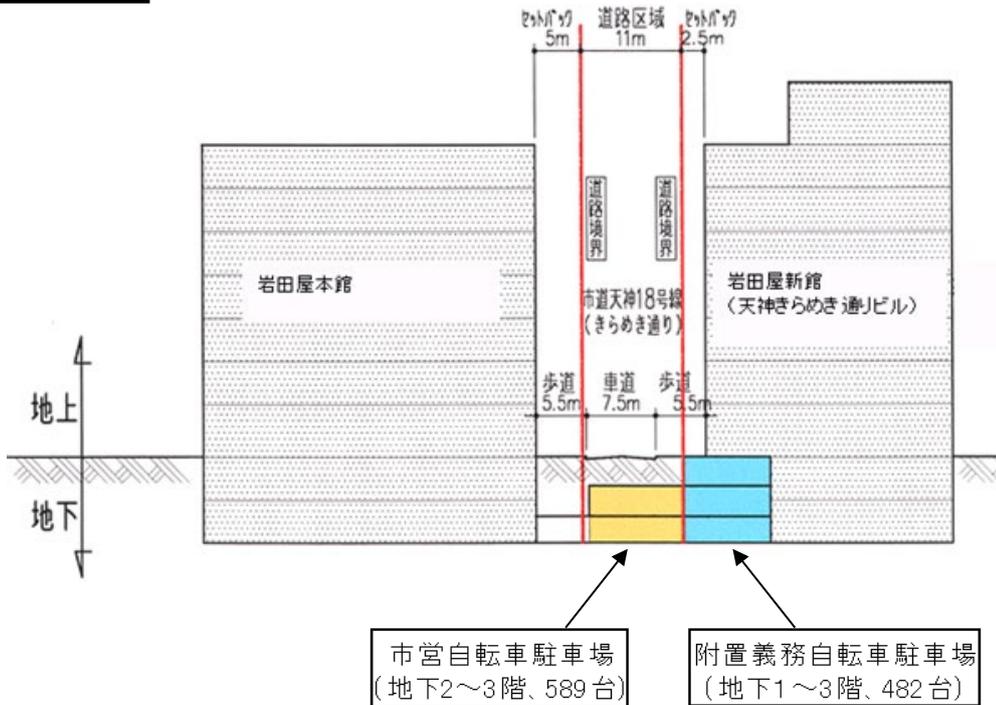
施設名称	きらめき通り自転車駐車場
所在地	中央区天神二丁目
構造	地下 2 階～地下 3 階
収容台数	589 台（市営自転車駐車場分） （附置義務自転車駐車場 482 台とあわせて 1,071 台）

きらめき通り自転車駐車場 概要図

位置図



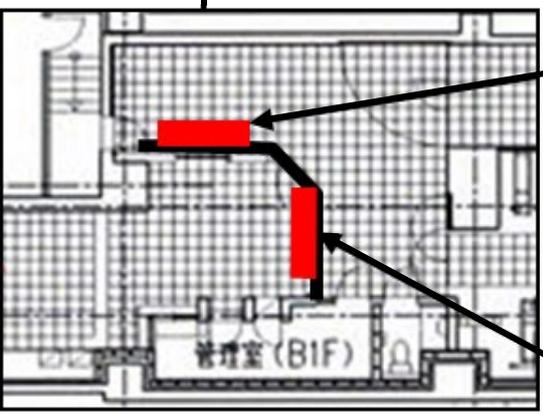
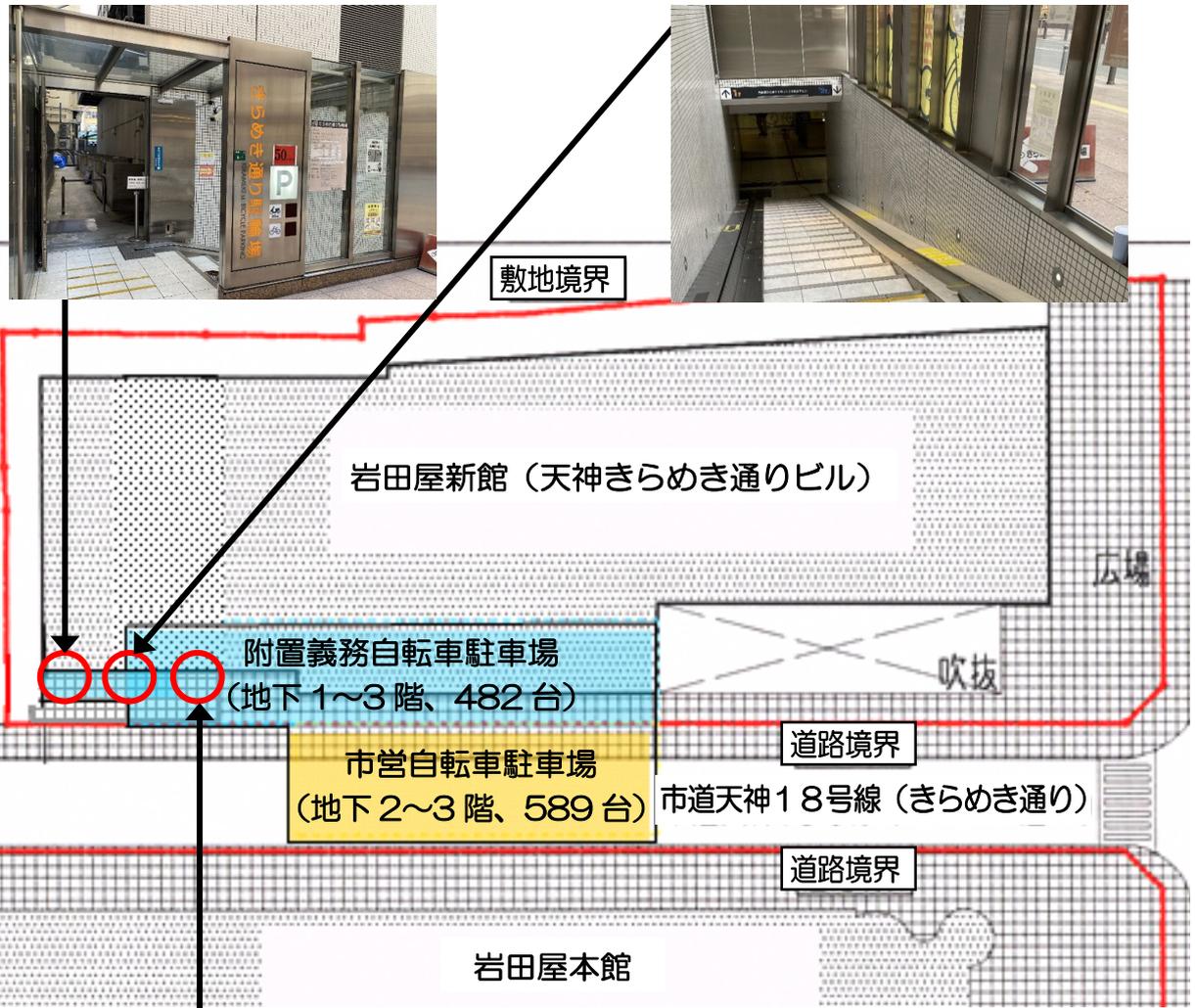
断面図



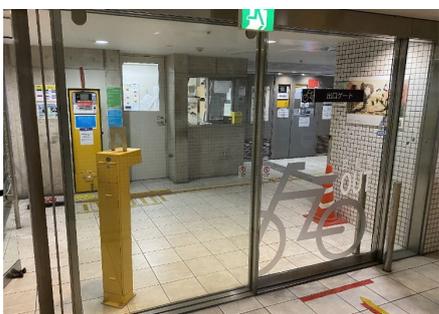
平面図

○ 出入口

○ スロープ



○ 出場ゲート



○ 入場ゲート



4 指定管理者の選定

(1) 指定管理者に指定する者

福岡市博多区住吉一丁目2番25号
株式会社サン・ライフ

(2) 指定する期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

(3) 指定管理候補者の選定について

以下の理由により、福岡市自転車駐車場条例施行規則第9条に基づき公募によらない方法で天神きらめき通りビル及び附置義務自転車駐車場の管理者である株式会社サン・ライフを指定管理候補者とするものである。

[選定理由]

- ①本自転車駐車場は、天神きらめき通りビルの附置義務自転車駐車場と物理的な区分なく整備されており、出入口やスロープ、入出場ゲートなどを共有する一体的な構造となっていることから、同ビル及び附置義務自転車駐車場の管理者が一体管理することで円滑な管理運営を行うことができるため。
- ②同ビルの管理者として防災センターと連携した監視体制や消防・地震訓練の実施など質の高い管理が実施できるため。

(4) 指定管理料の上限額

令和4年度 16,034千円(税込)

(5) 提案額

令和4年度 14,911千円(税込)

(6) 選定委員からの主な意見

- ・防災センターでビルと駐輪場を一体的に管理することが可能であり、緊急時に迅速な対応が可能な点が評価できる。
- ・財務状況は良好であり、安定した管理運営が期待できる。
- ・駐輪場の管理員を直接雇用することで、計画的な人材育成が実施されており、挨拶や接客の評価が高い点が評価できる。
- ・商業施設の一部でもあることから、施設を清潔に保つことに力を入れている点が評価できる。

1 指定管理者選定委員会

(1) 選定委員会の開催状況

- ・ 第1回 令和3年 8月 6日開催
- ・ 第2回 令和3年10月19日開催

(2) 選定委員（5名）

役職	氏名	所属等	摘要
委員長	辰巳 浩	福岡大学工学部社会デザイン工学科 教授	学識経験者 (交通工学)
副委員長	横尾 亘	西南学院大学法学部・法科大学院 准教授	学識経験者 (法律)
委員	石橋 薦	中小企業診断士・有限会社アソシエ 代表取締役	学識経験者 (経済)
委員	柴富 伸子	コンシューマー福岡 会長	利用者代表
委員	吉浦 美和	電車にのるぞ障害者の会 代表	利用者代表

2 団体概要

団体名	株式会社サン・ライフ
代表者	川崎 哲平
所在地	福岡市博多区住吉一丁目2番25号
設立	昭和48年3月8日
資本金	5千万円
主な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物及び関連設備の総合管理やメンテナンスに関する運転・保守・点検・整備・管理等の事業 ・ 警備業法で定義される警備業 ・ 駐車場の管理及び賃貸に関する事業 ・ 駐車場の設計、施工及び監理に関する事業

3 参考条文

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

福岡市自転車駐車場条例（抜粋）

（指定管理者の候補者の選定）

第15条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、規則で定めるところにより公募するものとする。ただし、特別な事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

福岡市自転車駐車場条例施行規則（抜粋）

（候補者の選定に係る特別な事情）

第9条 条例第15条第1項ただし書きの特別な事情があると市長が認める場合は、次の基準を満たした場合とする。

（1）自転車駐車場が、本市以外の者が管理する施設（本市が設置する施設で、指定管理者にその管理を行わせているものを含む。以下この条において「他の施設」という。）の建物若しくは敷地を利用して設置されていること又は他の施設の建物若しくは敷地に接続して設置されていること。

（2）経費その他の経済上の事情により、自転車駐車場と他の施設とを一体的に管理することについて合理的な理由があること。

（3）自転車駐車場の指定管理者として指定を受けている者が、当該指定の期間内においてその管理する自転車駐車場と当該自転車駐車場が設置されている区又は地区内に新たに設置する自転車駐車場とを一体的に管理することについて合理的な理由があること。